

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月22日
【会社名】	日本ビジネスシステムズ株式会社
【英訳名】	Japan Business Systems, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧田 幸弘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	03-6778-7336
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	03-6778-7336
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年12月18日開催の当社第35期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円（普通配当18円・上場市場変更記念配当5円）
配当総額 1,099,303,515円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年12月19日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
今後の事業展開に備えるため、目的について定める定款第1章第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

牧田幸弘、上坂貴志、勝田耕平、島田直樹、森崎孝及び朱純美を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

兒玉眞二、出口眞也及び柳澤美佳を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

島田直樹を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役は年額500百万円以内）として設定するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額500百万円以内として設定するものであります。

第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く）を対象に、新たに株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	378,667	321	-	(注)1	可決 99.01
第2号議案	378,471	517	-	(注)2	可決 98.96
第3号議案					
牧田 幸弘	377,253	1,735	-	(注)3	可決 98.64
上坂 貴志	377,296	1,692	-	(注)3	可決 98.65
勝田 耕平	377,329	1,659	-	(注)3	可決 98.66
島田 直樹	377,287	1,701	-	(注)3	可決 98.65
森崎 孝	377,072	1,916	-	(注)3	可決 98.59
朱 純美	377,506	1,482	-	(注)3	可決 98.71
第4号議案					
兒玉 眞二	372,540	6,448	-	(注)3	可決 97.41
出口 眞也	377,437	1,551	-	(注)3	可決 98.69
柳澤 美佳	378,512	476	-	(注)3	可決 98.97
第5号議案					
島田 直樹	377,728	1,260	-	(注)3	可決 98.76
第6号議案	378,338	650	-	(注)1	可決 98.92
第7号議案	378,346	642	-	(注)1	可決 98.93
第8号議案	378,223	765	-	(注)1	可決 98.89

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上